



農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委託者（以下「甲」という。）

住所

氏名

印

電話

受託者（以下「乙」という。）

住所

氏名

印

電話

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農用地について、農作業（耕うん）を委託し、乙はこれを受託する。

番号	農用地の所在地	地目	面積	権利の種類
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合計			m ²	

第2条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第3条 前条の委託料は、¥ 円とする。

第4条 乙は第1条の委託作業の完了後、10日以内に甲に対し、その旨を報告するとともに、甲は報告後10日以内に現地確認を行う。

第5条 前条の規定による甲の現地確認後、乙は第2条の規定の委託料金を甲に対し、請求する。

第5条 甲は乙から委託料金の請求があった場合、10日以内に支払うものとする。

第6条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する場合は、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

第7条 本契約の有効期間内に乙が委託作業を行わない場合は本契約は無効とする。

第8条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

参考 農作業受委託契約における「収入印紙」については、

(1) 契約期間が単年（1年以内）である場合 又は

(2) 契約期間が複数年であっても、委託者が個人の農業者である場合

は、当該受委託契約書は課税文書に該当せず、収入印紙を貼る必要はありません。

なお、契約期間が複数年であって、委託者及び受託者双方が法人（株式会社等）である場合等は当該受委託契約書が課税文書にあたり、4千円の収入印紙を貼る必要があります。